

第2節 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

防衛大綱は、日米同盟の抑止力及び対処力の強化のため、平時から有事までのあらゆる段階や災害などの発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、すべての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、わが国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずることとしている。

このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させることとしている。特に、宇宙領域やサイ

バー領域などにおける協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化などを図ることとしている。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機などの防護といった取組を一層積極的に実施することとしている。

1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

1 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、2009年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、2010年9月に関係省庁が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

また、2012年4月の日米首脳会談において、民生及び安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化並びに宇宙に関する包括的対話の立ち上げに一致したことを受け、2013年3月に関係省庁が参加して第1回包括的日米対話を実施するなど、両国の



ディキンソン米宇宙コマンド司令官と会談する井筒空幕長（2021年5月）

宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を定期的に行っている。

さらに、2015年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「日米宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）」を設置し、同年10月以降計7回の会合を開催した（直近の会合は2021年3月に実施）。引き続き、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していくこととしている。

2021年5月には、ディキンソン米宇宙コマンド司令官が岸防衛大臣を表敬するとともに、統幕長・空幕長と会談し、宇宙空間における脅威や、宇宙空間の安定的な利用の確保の重要性、宇宙状況監視（SSA）を含めた日米防衛当局間の協力について意見交換を行い、宇宙領域における日米同盟のさらなる強化に向けて協力を加速させていくことで一致した。

参照 3章3節1項（宇宙領域の利用にかかる協力）

2 サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、2013年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛

政策ワーキンググループ (CDPWG) Cyber Defense Policy Working Group を設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。また、サイバー協力に関する日米両政府全体の枠組みである「日米サイバー対話」に日米の防衛当局が参加を続けており、情報通信に関する防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」も開催している。

2015年4月にはガイドラインが、同年5月にはCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などがあげられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などがあげられた。また、2019年4月の「2+2」では、サイバー分野における協力を強化していくことで一致し、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認した。

運用協力の面では、日米共同統合演習 (実動演習) 及び日米共同方面隊指揮所演習においてサイバー攻撃対処訓練を実施しており、2020年10月から同年11月までの日米共同統合演習 (実動演習) においても実施した。このほか、米陸軍サイバー教育機関への連絡官の派遣、米国防大学のサイバー戦指揮官要員課程への隊員の派遣など、人材面での協力も実施している。

□ 参照 3章3節2項 (サイバー領域の利用にかかる協力)

3 その他の協力

その他の協力として、AI分野において、2018年に米国防省が設立した統合AIセンター (JAIC) Joint Artificial Intelligence center が2020年9月に開催した「AIパートナーシップに関する防衛対話」 (AIPfD) AI Partnership for Defense に防衛省として参加した。その後もAIPfDに継続して参加し、安全保障分野でのAIの活用や多国間にまたがる課題などについて、情報交換などを実施している。

2 総合ミサイル防空

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用し、日米が連携して対処している。

装備面でも、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックII A) の日米共同開発を進め、平成29 (2017) 年度予算から取得を開始し、

共同生産・配備段階に移行した。また、2020年11月には、米国がSM-3ブロックII Aによる大陸間弾道ミサイル (ICBM) Intercontinental Ballistic Missile の迎撃実験に成功し、迎撃ミサイルとしての高い信頼性・能力を実証した。また、2022年1月の日米「2+2」において、極超音速技術に対抗するための将来の協力を焦点を当てた共同分析を実施することで合意した。

なお、米国は2019年1月に発表したミサイル防衛見直し (MDR) Missile Defense Review において、わが国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

□ 参照 1章2節2項 (ミサイル攻撃などへの対応)

3 共同訓練・演習

平素から共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資す

るのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であ

り、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めている。

共同訓練・演習は、国内のみならず、米国への部隊派遣などにより拡大している。さらに、その内容も宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を含めた領域横断作戦レベルにまで進化している。また、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など、各軍種において相互運用性及び日米共同対処能力の向上の努力を続けている。

昭和60（1985）年度以降、日米共同統合演習として、おおむね毎年、指揮所演習と実動演習を交互

に行ってきた。2022年1月から同年2月にかけては、防衛省市ヶ谷地区などにおいて、指揮所演習（キーン・エッジ22）を実施した。

これらの日米共同訓練は、自衛隊と米軍の即応態勢を確認し、相互運用性を向上させるものであり、日米同盟の抑止力・対処力を強化するため実施したものである。その結果として、日米の連携強化が図られ、絆を示すことは、わが国の安全保障環境が厳しさを増している中で、日米同盟全体の抑止力・対処力を一層強化し、地域の安定化に向けたわが国の意思と高い能力を示す効果があるものと考えている。

近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関との連携を深めている。

参照 資料25（主な日米共同訓練の実績（2021年度））

4 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動について、日米両国の活動の効率及び効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

5 海洋安全保障

日米両政府は、ガイドラインなどに基づき、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力することとしている。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有をさ

らに構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化などの様々な取組において協力することとしている。



動画：日米共同統合演習（KE22）

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=ggYcqsVTIHg>



動画：ライジングサンダー21

URL：<https://youtu.be/9tuXkaa5dZ8>



6 後方支援

1996年に締結（1999年及び2004年に改正）した日米物品役務相互提供協定（ACSA）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができることが基本原則である¹。

2015年9月の平和安全法制の成立を受け、2016年9月、新たな日米ACSAへの署名が行われ、2017年4月14日に国会で承認され、同月25日に発効した。これにより、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続など同様の枠組みを適用することが可能となっており、同年4月以降情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供している。

□ 参照 1章5節3項（その他の取組・活動など）

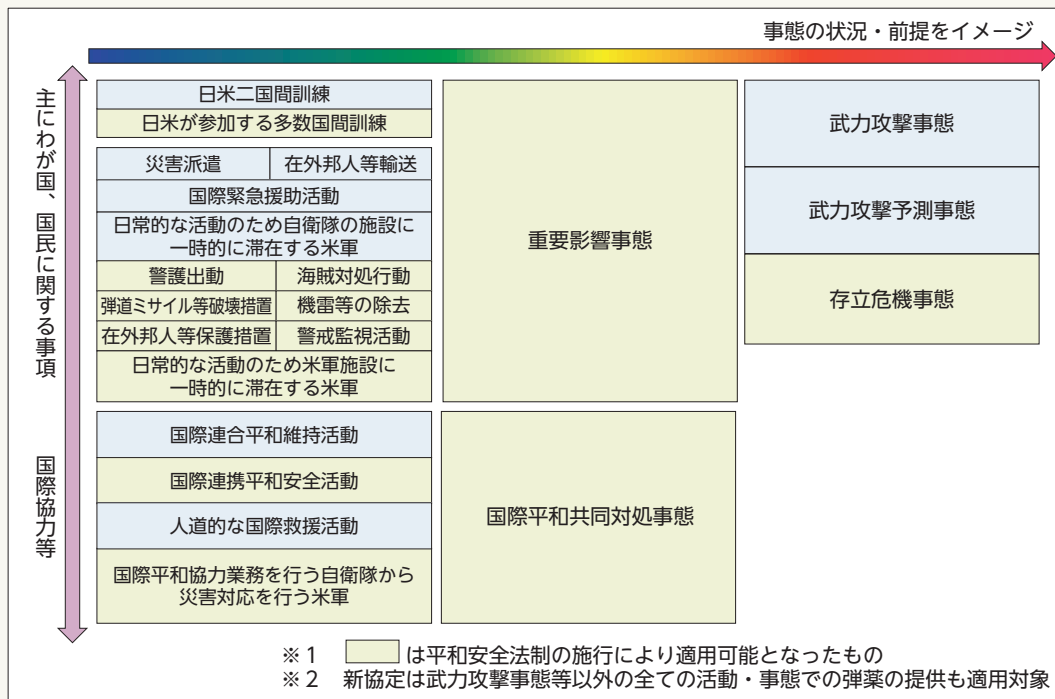
図表Ⅲ-2-2-1（日米物品役務相互提供協定（ACSA））

図表Ⅲ-2-2-1 日米物品役務相互提供協定（ACSA）

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動するには、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



1 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬である（武器の提供は含まれない）。

7 わが国における大規模災害への対処における協力

2011年に発生した東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間でこれまで培われた強い絆に基づき、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなっ

た。

これらの課題を踏まえ、2013年12月に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、南海トラフ地震発生時における自衛隊、在日米軍、関係省庁、関係地方公共団体などとの連携による震災対処能力の維持・向上などを目的とする日米共同統合防災訓練の実績を重ねている。

また、平成28年（2016年）熊本地震においては、米海兵隊オスプレイ（MV-22）による生活物資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送などの協力が行われ、その際、地震対応のために組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同調整所を含め、同盟調整メカニズムが活用された。